

# 重要事項説明書

(就労継続支援 B 型)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 株式会社ケアサポート りんぐ

## 重要事項説明書 (就労継続支援B型)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ケアサポートリング
代表者氏名	代表取締役 黒岩 徹也
本社所在地 (連絡先)	〒590-0142 大阪府堺市南区檜尾114番地1 TEL-072-350-9566 FAX-072-350-0385
法人設立年月日	平成22年9月13日

### 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	はなきりん
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	就労継続支援B型 2716401027号（令和元年11月1日指定）
管理者	鍵 辰也
サービス管理責任者	鍵 辰也
事業所所在地	〒590-0142 大阪府堺市南区檜尾16番地
連絡先 相談担当者名	林 吾郎 鍵 辰也 TEL-072-350-3123 FAX-072-350-3125
事業所の通常の 事業実施地域	堺市全域、和泉市、河内長野市、大阪狭山市、
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	計画相談支援 2736400215号（平成30年6月1日指定） 障害児相談支援 2776400133号（令和元年11月1日指定）
利用定員	20名
開設年月日	令和元年11月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社ケアサポートリング（以下「事業者」という。）が設置するはなきりん（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</li><li>2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</li><li>3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。</li></ol>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時までとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	軽量鉄骨造 2階建て
延床面積	192.78㎡

## (2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練室	2室	
相談室	1室	
便所	4室	

## 4 職員体制等について

## (1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職種	職務内容
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
職業指導員	職業指導員は、職業指導を行う。
生活支援員	生活支援員は、生活支援を行う

調 理 員	調理員は、調理を行う。
-------	-------------

(2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1	1				1.0	
職 業 指 導 員	1		1			0.7	
生 活 支 援 員	2	2				2.0	
調 理 員	1		1			0.3	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	9 : 00 ~ 17 : 00
サービス管理責任者	9 : 00 ~ 17 : 00
職 業 指 導 員	11 : 00 ~ 17 : 00
生 活 支 援 員	9 : 00 ~ 17 : 00
調 理 員	9 : 00 ~ 11 : 00

## 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
サービスの種類	サービスの内容
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① カフェ部門 ② ヘルパー育成部門 ③ 授産部門 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保します。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施設外支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。

施設外就労	「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
在宅支援	通信機器を使用した軽作業や在宅ワークの提供と指導、傾聴、進捗の確認、訪問。

## (2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

利用料	5676 円
利用者負担	上記の 1 割

### <提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

### 【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等 加算 I II III	I 158 円 II 105 円 III 63 円	左記の 1 割	(I)(II)の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用 1 日につき加算されます。 (III)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が 3 年以上のものが 30%を超える場合、利用 1 日につき加算されます。
視覚・聴覚言語 障害者支援体制加算	I 539 円 II 433 円	左記の 1 割	意思疎通に関して専門性をもつ職員を一定数以上配置している場合、利用 1 日につき加算されます。

重度者支援体制加算	I 591 円 II 295 円	左記の 1 割	前年度における障害基礎年金 1 級を受給する当事業所の利用者が、一定数以上である場合、利用 1 日につき加算されます。
加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
就労移行支援体制加算	507 円	左記の 1 割	一般就労への移行後、6 か月連続して就労している利用者が、前年度において定員の 5%を超える場合、利用 1 日につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	475 円	左記の 1 割	目標工賃達成指導員を常勤換算法で 1 人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用 1 日につき加算されます。
医療連携体制加算 I	5285 円	左記の 1 割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合、利用 1 日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	317 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1 時間未満 1976 円 1 時間以上 2959 円	左記の 1 割	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。月 2 回まで加算されます。
欠席時対応加算	993 円	左記の 1 割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月 4 回まで加算されます。
食事提供体制加算	317 円	左記の 1 割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1 日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1585 円	左記の 1 割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送 迎 加 算	I 221 円 II 105 円	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

地域協働加算	317 円	左記の 1 割	「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民等と協働して生産活動に係る支援を行い、その活動の内容を公表した場合、1 日につき加算されます。
ピアサポート実施加算	1057 円	左記の 1 割	
就労移行連携加算	10570 円	左記の 1 割	

## 6 その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食：1 食につき 200 円 (うち食材料費 150 円)
送迎サービスの提供に係る費用	通常の事業の実施地域の場合 1 回 (片道) につき 500 円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から 5 キロメートル未満 1 回 (片道) につき 500 円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から 10 キロメートル以上 1 回 (片道) につき 1000 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
車両維持費	送迎 1 回 (往復片道を問わず) に付き 50 円
キャンセル料 (利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません)	3 日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	3 日前までにご連絡がない場合 1 日あたりの利用料の 50% を請求いたします。

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 5 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

### (3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 9 ハラスメントについて

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

### (1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避して危害を免れたケースも含む)

### (2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

### (3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は当該事業所職員、他事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

① ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

② 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 10 身体拘束適正化について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

また事業者として、身体拘束適正化を図るために下記の対策を講じます

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

#### 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	鍵 辰也
-------------	------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

## 1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 1 3 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 1 4 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人 祐希会 嶋田クリニック		
医院長名	嶋田 一郎		
所在地	堺市南区桃山台 2-3-4 ツインビル桃山 2F		
電話番号	TEL-072-290-0777 FAX-072-290-0766		
診療科	一般内科、神経内科	入院設備	無し

### 15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	
	担 当 部 ・ 課 名	
	電 話 番 号	

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 AIG 損害保険株式会社

保険名 介護サービス事業者・介護支援事業者特約付 包括職業賠償責任保険

保障の概要 1事故につき、1億円限度

### 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年1回実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・消火器 有
消防計画	消防署への届出日：令和元年9月27日 防災管理者：鍵辰也
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 AIG 損害保険株式会社 保険名 介護サービス事業者・介護支援事業者特約付 包括職業賠償責任保険 保障の概要 1事故につき、1億円限度

### 17 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3)

- ①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

<p><b>【事業者の窓口】</b></p>	<p>所在地 堺市南区城山台 2-2-15          電話番号 072-350-3124          ファックス番号 072-350-3125          受付時間 月～金曜日（祝日を除く）          午前 9 時～午後 5 時</p>
<p><b>【市町村の窓口】</b></p> <p>堺市役所 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課</p> <p>堺市西区役所 地域福祉課地域福祉係</p> <p>堺市中区役所 地域福祉課</p> <p>堺市南区役所 地域福祉課</p> <p>堺市北区役所 地域福祉課</p> <p>堺市東区役所 地域福祉課</p> <p>堺市美原区役所 地域福祉課</p> <p>和泉市役所 生きがい健康部 障がい福祉課</p> <p>大阪狭山市役所 福祉グループ</p> <p>河内長野市役所 保健福祉部障がい福祉課</p>	<p>所在地：堺市堺区南瓦町 3-1          電話番号：072-228-7818          F A X 番号：072-228-8918</p> <p>所在地：堺市西区鳳東町 6-600          電話番号：072-275-1918          F A X 番号：072-275-1919</p> <p>所在地：堺市中区深井沢町 2470-7          電話番号：072-270-8195          F A X 番号：072-270-8103</p> <p>所在地：堺市南区桃山台 1-1-1          電話番号：072-290-1812          F A X 番号：072-290-1818</p> <p>所在地：堺市北区新金岡町 5-1-4          電話番号：072-258-6771          F A X 番号：072-258-6836</p> <p>所在地：堺市東区日置荘原寺 195-1          電話番号：072-287-8112          F A X 番号：072-287-8117</p> <p>所在地：堺市美原区黒山 167-1          電話番号：072-361-1881          F A X 番号：072-362-7532</p> <p>所在地：和泉市府中町 2-7-5          電話番号：0725-41-1551          F A X 番号：0725-41-9352</p> <p>所在地：大阪狭山市狭山 1-2384-1          電話番号：072-366-0011          F A X 番号：072-366-9696</p> <p>所在地：河内長野市原町 1-1-1          電話番号：0721-53-1111          F A X 番号：0721-55-1435</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b>          大阪府社会福祉協議会          運営適正化委員会          「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪府中央区谷町 7-4-15          大阪府社会福祉会館 2 階          電話番号 06-6191-3130          ファックス番号 06-6191-5660          受付時間 月～金曜日（祝日を除く）          午前 10 時～午後 4 時</p>

## 18 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 19 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 20 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 21 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 22 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 23 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 2.4 指定就労継続支援B型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もりを作成します。

## 2.5 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 26 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

## 27 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	堺市南区檜尾114番地1		
	法人名	株式会社ケアサポートりんぐ		
	代表者名	代表取締役	黒岩 徹也	印
	事業所名	はなきりん		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名	印		

代理人	住所			
	氏名	印		